彩の国 埼玉県

平成２９年度

事　務　概　要

埼玉県監査事務局

目　　　次

事務概要

監査委員、監査事務局の組織及び事務分掌　・・・・・・・・・　１
１　監査の種類と監査結果の区分　・・・・・・・・・　２
（１）監査の種類　・・・・・・・・・　２
（２）監査結果の区分　・・・・・・・・・　３
２　監査の概要　・・・・・・・・・　４
監査の種類・内容・実施課所数等・監査結果等　・・・・・・・・・　４
３　監査の結果等　・・・・・・・・・　５
（１）定期監査　・・・・・・・・・　５
（２）特定事務監査（テーマ監査）　・・・・・・・・・　９
（３）財政的援助団体等監査　・・・・・・・・・　１４
（４）決算審査　・・・・・・・・・　１５
（５）健全化判断比率等審査　・・・・・・・・・　１９
（６）住民監査請求監査　・・・・・・・・・　２１

≪資料編≫

平成２９年度に公表又は提出した監査の結果等　・・・・・・・・・　２４
１　定期監査　・・・・・・・・・　２４
（１）定期監査年度別実施課所数　・・・・・・・・・　２４
（２）監査の結果等　・・・・・・・・・　２５
ア　平成２９年度第１回　・・・・・・・・・　２５
イ　平成２９年度第２回　・・・・・・・・・　２８
ウ　平成２９年度第３回　・・・・・・・・・　４２
エ　平成２９年度第４回　・・・・・・・・・　４５
２　財政的援助団体等監査　・・・・・・・・・　４７
（１）監査対象団体及び実施団体　・・・・・・・・・　４７
３　住民監査請求　・・・・・・・・・　４８
（１）年度別処理状況（平成２５年度以降分）　・・・・・・・・・　４８
（２）請求事案及び結果（平成２５年度以降分）　・・・・・・・・・　４８

監 査 委 員

平成２９年度

氏　　名	区　　分	備　　考
山　本　光　紀	代表監査委員 常　　勤 議見選出	税理士 H29.7.11～H33.7.10
佐　野　勝　正	監査委員 非常勤 議見選出	公認会計士 H28.3.27～H32.3.26
岩　﨑　　宏	監査委員 非常勤 議員選出	H29.3.28～H30.3.27
石　井　平　夫	監査委員 非常勤 議員選出	H29.3.28～H30.3.27

監査事務局の組織及び事務分掌

平成２９年度

局長 1 ― 副事務局長 1 ― (副事務局長兼)監査第一課長

計３０名

［ 総務担当　5名 ］
- 直轄、企画財政部、会計管理者、行政委員会事務局の監査の実施
- 普通会計及び基金の決算審査の取りまとめに関する事務
- 普通会計及び基金の現金出納検査に関する事務
- 健全化判断比率等の審査の取りまとめに関する事務
- 指定金融機関等の監査に関する事務
- 競馬組合の監査、決算審査及び現金出納検査に関する事務
- 研修に関する事務
- 包括外部監査との調整に関する事務
- 監査委員及び事務局の庶務に関する事務

［ 財政的援助団体等監査担当　6名 ］
- 県民生活部、企業局、病院局、下水道局の監査の実施
- 財政的援助団体等監査に関する事務
- 監査の結果に関する報告及び公表並びに措置状況の公表に関する事務（監査企画担当で所掌するものを除く）
- 公営企業会計、病院事業会計及び流域下水道事業会計の決算審査並びに現金出納検査に関する事務
- 住民監査請求に関する事務

監査第二課長 1

［ 監査企画担当　3名 ］
- 監査計画及び実施計画の取りまとめに関する事務
- 特定事務監査（テーマ監査）の企画、監査結果のフォローアップ等に関する事務
- 監査の結果に関する報告及び公表並びに措置状況の公表に関する事務（定期監査及び随時監査に限る）
- 委員監査の実施に関する事務
- 監査委員会議の開催に関する事務

［ 監査第一担当　3名 ］
- 危機管理防災部、環境部、教育局の監査の実施

［ 監査第二担当　5名 ］
- 総務部（契約局を除く）、福祉部、保健医療部、産業労働部の監査の実施

［ 監査第三担当　5名 ］
- 総務部（契約局）、農林部、県土整備部、都市整備部、警察本部の監査の実施

１　監査の種類と監査結果の区分

（１）監査の種類

監査委員が実施する監査の種類は、地方自治法等に定められています。

監査の種類	根拠法律	監査の時期
１　定期監査	法第１９９条第１項、第４項	毎年度１回以上
２　行政監査	法第１９９条第２項	必要と認めるとき
３　随時監査	法第１９９条第５項	
４　財政的援助団体等監査	法第１９９条第７項	
５　請求・要求に基づく監査		
①直接請求に基づく監査	法第７５条第３項	
②議会からの請求に基づく監査	法第９８条第２項	
③知事からの要求に基づく監査	法第１９９条第６項	
④住民からの請求による監査	法第２４２条第４項、第５項	
⑤職員の賠償責任に関する監査	法第２４３条の２第３項	
６　決算審査	法第２３３条第２項 企業法第３０条第２項	毎年度１回
７　健全化判断比率等審査	健全化法第３条第１項 同法第２２条第１項	毎年度１回
８　基金運用状況審査	法第２４１条第５項	毎年度１回
９　現金出納検査	法第２３５条の２第１項	毎月
10　指定金融機関等の監査	法第２３５条の２第２項 企業法第２７条の２第１項	必要と認めるとき

※　法　　　・・・地方自治法

企業法　・・・地方公営企業法

健全化法・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

（2）監査結果の区分

監査の結果、不適正な事項が認められた場合、また、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められる場合、次のように区分して公表しています。

区　分	適　用　基　準
指　摘	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの １　事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの ２　事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善が必要と認められるもの
注　意	事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの １　事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの ２　事務事業の執行等において、その効果が不十分なため、一層の改善、工夫が必要と認められるもの
意　見	次に該当する場合など、組織及び運営の合理化に資するため必要と認められるもの １　具体的な事務事業の執行等にかかわらず、広く県民サービスの向上を図るための検討が必要と認められるもの ２　現行の制度が実情に即しない場合に、改正又は廃止が必要と認められるもの

※　指摘・注意は、地方自治法第１９９条第９項に基づく監査の結果に関する報告
　　意見は、同条第１０項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出するもの

２　監査の概要（平成２９年度実施分）

平成２９年度に実施した監査は、次のとおりです。

監査の種類	内　　　容	実施課所数等	監査結果等
定期監査	事務の執行が最少の経費で最大の効果を挙げているかという経済性、効率性、有効性の視点に加え、予算や法令に従って適正になされているかという合規性、正確性の視点から監査を実施しました。 平成２９年度は、「報酬及び賃金の支払事務における課題の把握」、「個人情報の管理状況の把握」を重点監査項目としました。	５８１課所	指摘　２件 注意　９件 意見　１件
特定事務監査（テーマ監査）	本庁、地域機関、団体等を通じた課題や複数部局にまたがる課題に的を絞って実施しました。 ・高齢者の活躍支援について	委員監査 ３課	意見　１件
財政的援助団体等監査	資本金等の４分の１以上を出資している団体、公の施設の指定管理者及び県が補助金等の財政的援助を与えている団体に対し、その資金等が目的に沿って適切に使われているか等について監査しました。	４４団体 ５３箇所	指摘　なし 注意　なし
住民監査請求監査	執行機関や職員による違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為等について、県民から監査を求められたものについて、監査しました。	４件	一部却下一部棄却１件 却下２件 監査中１件 ※平成30年度に引継ぎ
決算審査	一般会計、特別会計及び公営企業会計決算について、決算書等及び関係諸帳簿・証拠書類等を照合審査しました。	一般会計 13 特別会計 ５公営企業会計	知事へ審査意見書を提出
健全化判断比率等審査	健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を確認し、比率が正確に算定されているか審査しました。	一般会計等 ５公営企業会計	同上
基金運用状況審査	運用が条例の趣旨に沿って、適正かつ効率的に執行されているか審査しました。	３基金	同上
現金出納検査	県の現金出納の計数が合っているかどうかについて、県の保管する現金残高と関係帳票類を毎月照合して検査しました。	一般会計 13 特別会計 ５公営企業会計	検査結果を知事と議会へ毎月提出

３　監査の結果等（平成２９年度公表・提出分）

（１）定期監査

ア　公表回別結果一覧

監査の結果に関する報告は、概ね年４回関係機関に提出するとともに公表しています。

平成２９年度の監査結果は、次のとおり提出及び公表をしました。

区　　分 （提出日・公表日）	対象機関	監査実施期間	監査結果
２９年度　第１回公表 （提出日　２９年　９月２５日） （公表日　２９年１０月　６日）	１９３機関 （本庁各課）	２９年　４月１８日 ～ ８月　２日	指摘　なし 注意　　３ 意見　なし
２９年度　第２回公表 （提出日　２９年１２月　５日） （公表日　２９年１２月１５日）	４６機関 （地域機関及び病院局）	２９年８月２１日～ 10月２０日 病院局監査 ２９年9月１４日～ １１月8日	指摘　なし 注意　　１ 意見　　１
２９年度　第３回公表 （提出日　３０年　２月２１日） （公表日　３０年　３月　６日）	２３６機関 （地域機関）	２９年１０月２１日 ～ １２月２１日	指摘　なし 注意　　３ 意見　なし
２９年度　第４回公表 （提出日　３０年　６月１９日） （公表日　３０年　６月２９日）	１０７機関 （地域機関）	３０年1月１１日 ～ ２月１３日	指摘　　２ 注意　　２ 意見　なし

イ　分野別・性質別結果一覧

平成２９年度に実施した監査結果の指摘、注意の内容は次のとおりです。

区　　分		指　摘	注　意	計
分野別	収入	1	1	2
	支出		2	2
	調達手続		3	3
	契約内容		2	2
	財産		1	1
	業務運営			
	その他	1		1
	計	2	9	1 1
性質別	管理の不備	2	6	8
	運用の不備		3	3
	不注意			
	不経済			
	非効率			
	計	2	9	1 1

ウ　事例

（ア）指摘

その他・管理の不備（平成３０年６月２９日公表）
・非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税について、平成 24 年５月から平成 30 年１月支給分まで誤った金額を徴収し税務署に納付していた。（高等看護学院）

収入・管理の不備（平成３０年６月２９日公表）
・電子複写機の行政財産使用許可に基づく管理費の調定及び納入通知の手続きが年度内に行われていなかった。 ・食堂の行政財産使用許可に基づく管理費の調定及び納入通知の手続きが最長で９か月遅延していた。 ・食堂の行政財産使用許可に基づく平成 24 年４月から平成 29 年２月分までの管理費について、多くの月で誤った金額を調定していた。（和光国際高等学校）

（イ）注意

契約内容・管理の不備（平成２９年１０月６日公表）
・財務規則に反し、契約書の委託金額（首標金額）を加除訂正した。（みどり自然課）

収入・管理の不備（平成２９年１０月６日公表）
・期限までに納付されなかった債権について督促の期限を超過して督促した。 （地域包括ケア課）

調達手続・管理の不備（平成２９年１０月６日公表）
・総額で 10 万円を超える類似の印刷契約を、２者以上から見積書を徴取せず一括して発注しなかった（こども安全課）

支出・管理の不備（平成２９年１２月１５日公表）
・同校の就職支援アドバイザーの一部業務に対する報酬未払いがあった。 （草加西高等学校）

調達手続・運用の不備（平成３０年３月６日公表）
・執行予定額が 50 万円の工事契約について、予定価格調書を作成していなかった。 （総合治水事務所）

財産・管理の不備（平成３０年３月６日公表）
・６点の備品について、必要な手続きをとらずに廃棄処分を行った。 (秩父特別支援学校)

契約内容・管理の不備（平成３０年３月６日公表）
・契約書に記載された委託料の支払額が、積算額と一致していなかった。 ・完了した業務の積算額を確認せずに、契約書どおりの支払を行った。（吉川警察署）

支出・運用の不備（平成３０年6月２９日公表）
・賃金は毎月一定の期日を定めて支払うべきところ、臨時職員の勤務条件通知書に賃金の支払日を翌月 15 日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていた。 （熊谷家畜保健衛生所）

契約内容・運用の不備（平成３０年6月２９日公表）
・複数の産業廃棄物処理の委託においては、該当するすべての廃棄物の種類の名称を契約書に記載すべきところ、契約書には「廃プラスチック類」のみ、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には、種類の名称にない「混廃」と記載していた。 （大宮商業高等学校）

エ　監査結果に対する措置状況

これまでの監査結果に対する措置の状況は次のとおりです。

監査実施	監査結果			２８年度末未措置	２９年度措置状況		備考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
２９年度	2	9	１１	－	4	7（指摘2、注意5）	未措置の内３件は平成30年6月に措置済
２８年度	1	8	9	4	4（指摘1、注意3）	－	
２７年度	2	１２	１４	0	－	－	

オ　主な事例

（ア）　指摘

対象機関	監査の結果（監査結果の公表日・県報の号数）	講じた措置（措置の公表日・県報の号数）
産業労働部 中央高等技術専門校	平成27年度の「産業廃棄物収集運搬委託」（20,000円）及び「産業廃棄物処分委託」（259,200円）について、次の点で不適切であった。 １　産業廃棄物処理の委託において、契約書に記載していない種類の廃棄物を法令に違反して委託していた。 ２　収集運搬及び処分に係る請求金額が、契約金額を超えていたにもかかわらず、請求金額のとおり支出した。 ３「産業廃棄物処分委託」に係る随意契約において、２者以上から見積書を徴収する必要があったにもかかわらず、これによらず契約を締結した。 （平成29年3月3日・第2879号）	再発防止のため、「産業廃棄物収集運搬及び処分業務における処理方針」を平成29年2月22日に策定し、同方針に基づき以下の措置を講じた。 また、職員会議で全職員に対し、財務事務及び産業廃棄物処理事務について法規等の順守事項の周知徹底を図った。 １　産業廃棄物処理の委託について 廃棄物の分別及び排出時期の特定により廃棄物管理の徹底を図った。 見積書徴収時の現物確認を容易にし、見積書及び契約書に記載のない種類の廃棄物の処分を委託することがないようにした。 ２　支出について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（歳出編）」を活用するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。 ３　見積書徴収について 出納総務課作成の「財務に関するチェックシート（契約編）」を活用し、契約金額に応じた見積書徴収者数を確認するとともに、起案者及び別グループの経理員が確認を行うなどチェック機能の強化を図った。 さらに産業人材育成課（主務課）では、各高等技術専門校に対し物品の処分、産業廃棄物処理について適正な事務処理を求める旨を通知し、注意喚起を行った。 （平成29年6月30日・第2913号）

（イ）　注意

対象機関	監査の結果（監査結果の公表日・県報の号数）	講じた措置（措置の公表日・県報の号数）
環境部みどり自然課	平成 28 年度の侵略的外来生物県民参加モニタリング調査運営業務委託契約について、財務規則に「首標金額は、訂正してはならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書の委託金額が加除訂正されていたことは不適切であった。 （平成 29 年 10 月 6 日・第 2941 号）	再発防止に向けて次の取組を行った。 １　職員への周知徹底 各グループリーダーから監査結果を担当内職員に周知するとともに、財務に係る事務処理に当たっては、埼玉県財務規則第 231 条第 2 項の遵守をはじめ、財務規則等関係規程に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底した。 ２　財務研修の実施 財務知識の底上げを図るため、環境部財務研修（平成 29 年 8 月 3 日）、経理員フォローアップ研修（平成 29 年 10 月 12 日）に職員が参加するとともに、課内財務事務研修（平成 29 年 10 月 17 日）を実施した。 ３　「誤り」事例の共有化 決裁ライン職員のチェック体制の強化を図るため、回議中に発見した誤りについて、決裁権者まで共有した上で書類差戻し先を起案者でなく各グループリーダーとし、担当内で再確認することで同様の過ちの防止を徹底した。 ４　契約事務に係る確認シートの作成 出納総務課が作成した「財務に関するチェックシート」を基に「契約文書の確認ポイント」を作成し、契約文書の起案、回議、決裁時に活用することとした。 （平成30年3月6日・第2982号）

（２）特定事務監査（テーマ監査）

ア　テーマ「高齢者の活躍支援について」

（ア）監査の視点

「５か年計画」に位置付けられた「シニアの活躍推進」の中で掲げている取組を参考に、「就労につなげる」取組、「健康長寿につなげる」取組、「地域活動への参加」の取組を監査の対象とした。

監査に当たっては、それぞれの取組の効果と波及という視点で監査を実施した。

また、シニアの活躍推進のための取組をきっかけとして、その効果を幅広い世代に波及できないかという視点でも監査を実施した。

（イ）監査の対象機関　　３機関

所管部局	機関名
県民生活部	共助社会づくり課
保健医療部	健康長寿課
産業労働部	シニア活躍推進課

（ウ）委員監査実施日

平成３０年１月２２日

（エ）意見

【背景】

平成27年国勢調査によると、埼玉県の65歳以上の高齢者人口は、178万8,735人で県人口の24.8%を占める。また75歳以上の後期高齢者人口は、76万6,125人で10.6%を占める。

埼玉県の推計によれば、65歳以上の高齢者は2025年には203万人に、また75歳以上の高齢者は121万人に増加する見通しである。2015年からの10年間の後期高齢者の増加率は全国で最も高くなると予想される。

そこで、埼玉県では、「埼玉県５か年計画 -希望・活躍・うるおいの埼玉- （平成29年度～平成33年度)」(以下「５か年計画」とする）の「11の宣言」の一つとして、「シニアの活躍推進」を位置付けている。元気な高齢者に社会参加を促すことで、本県経済・社会の活性化を図ることを目指している。

【監査の概要】

１　「就労につなげる」取組について

監査委員から以下の質疑を行った。

①現在中小企業の置かれている状況は、人手不足と同時に人材確保に伴う採算性の厳しさも課題となっている。シニア活躍推進宣言認定制度を広げていくためには、中小企業が宣言しやすくなる工夫が必要ではないか。

②70歳雇用推進助成金などをきっかけに70歳以上のシニア層の雇用が広がると、人材の取り合いとなり、例えばシルバー人材センターの人手不足といった新たな課題が生じないか。

③県の事業評価をどんな視点で行うのか。

シニア活躍推進課からは以下の回答があった。

①平成29年12月31日現在でシニア活躍推進宣言認定企業数は892社である。

企業はまず喫緊の課題である人手不足を解消したいという意欲を持っている。

一方でシニアの人事評価制度を整備して、若い社員への技能伝承に手当をつけるなどの取組を行う企業も多くある。このような取組が企業の成長や技能伝承につながることを、企業訪問の際に情報提供をしていきたい。

②埼玉労働局の調査によると、すでに定年廃止や70歳以上への定年引き上げを行っている県内企業は3.6%であり、70歳以上の人材の取り合いはまだ先の課題と考える。

また、企業等に勤務していた方は、定年延長などで同じ職場での勤務などを継続することが多く、一方でシルバー人材センターは、勤務時間が週20時間までという上限の中で自分の生活形態に合わせて働く方が多い。働き方が明らかに異なるので、場合分けができると考える。

③シニア活躍推進宣言から６か月以上経過している企業404社の追跡調査を行った。

新たにシニアの方を採用した企業等は44%、今後もシニアを雇用しようとする企業は84%、また、３割を超える企業がシニアの評価制度を導入したり、若手社員とのペア就労制度などの新たな取組を開始している。

宣言だけで終わりにするのではなく、その後の具体的な取組を把握して、年間1,000社以上実施している企業訪問の際にケーススタディとして情報提供していきたい。

2　「健康長寿につなげる」取組について
　監査委員から以下の質疑を行った。
①健康長寿埼玉モデル普及促進事業は十分活用されているか。事業には「食」の視点も含まれているか。事業に対する市町村の意見を反映しているか。
②埼玉県コバトン健康マイレージの参加者を増やすためにネックになることはあるか。事業規模の目標はあるか。
③埼玉県コバトン健康マイレージの今後の課題は何か。
　健康長寿課からは以下の回答があった。
①現在 40 市町村（先行モデル事業７市、普及促進事業 33 市町村)、県民約 24,000 人が参加しており、順調に推移していると考えている。
　健康長寿埼玉モデル普及促進事業は、県が推奨する「毎日１万歩運動（プラス１０００歩運動含む。)」又は「筋力アップトレーニング」にバランスのよい食事の視点を加えたプログラムを実施する市町村に補助金を交付する事業である。
　市町村からの要望に応え、平成 29 年度に補助金の要綱を変更し、市町村が推奨プログラム以外の取組を行う場合も補助対象とした。
②埼玉県コバトン健康マイレージは個人の資格では参加できない。参加している市町村、保険者、事業者の団体に所属する個人であれば参加ができる。
　平成 29 年 12 月末現在 26 市町村、４保険者、４事業者が参加し、約 22,000 人が利用している。県内には特定健診の対象となる 40 歳以上の方が 430 万人いる。将来的にはその 10 人に１人が埼玉県コバトン健康マイレージに参加すれば、全県に広がっていくのではないかと考えている。
③埼玉県コバトン健康マイレージは、手軽に運動を始めるきっかけづくりになることを狙っている。働いていて忙しい世代や、健康に無関心な層をどれくらい取り込んでいけるかが今後の課題となる。

3　「地域活動への参加」の取組について
　監査委員から以下の質疑を行った。
①地域支え合いの仕組みは県内全市町村で実施されているとのことだが、各市町村内でサービスを利用できる地域はどうなっているか。利用状況はどうなっているか。当初期待したどおりの成果をあげているか。また地域ごとに利用実績に違いはあるか。
②アクティブシニアの社会参加支援事業は活用されているか。具体的事例はどのようなものか。
③アクティブシニアの社会参加支援事業の対象となる市町村の取組は、就労に関する取組も対象となるのか。

　共助社会づくり課からは以下の回答があった。
①48 市町村では市町村内の全域をサービス対象エリアとしている。15 市町では一部地域で実施している。
　最も利用実績があるのはふじみ野市の仕組みである。ＮＰＯ法人が実施主体となり、月の利用時間が 2,000 時間を超えている。様々な事業を一緒に行うことで、利用者、ボランティアと

もに多くの参加がある。
　一方、その他の市町村の約半数は月の利用時間が 100～300 時間程度である。また月の利用時間が数十時間というところもある。近所付き合いが残っていて、地域支え合いの仕組みに頼らなくてよい地域もあるとは思うが、そのあたりを数値的に検証することが難しい。地域ごとの利用実績に明確な傾向は見られない。
②平成 28 年度から県が市町村の取組に対し補助を実施している。平成 28 年度は 7 市町、平成 29 年度は 4 市町加わって 11 市町で実施している。
　例えば蕨市では、見本市を開催している。著名人による講演を実施し、同じ会場に市内の活動団体の展示ブースを設け活動を紹介した。その後、参加者に各団体の体験会に参加してもらっている。また、市民活動センター内にシニア層と活動団体をつなぐためのナビゲーターを設置した。
③市町村が取り組む地域の特性を踏まえた地域活動、就労等シニアの活躍支援に資する事業も補助対象事業として支援している。
　具体的には東松山市がシニア層を対象とした市内企業の合同就職説明会を昨年度開催した。100 名を超える来場があり、13 名の採用につながった。

　監査委員からは、地域支え合いの仕組みについて、地域の人口や高齢化率、地域の習慣などを踏まえた上で、地域ごとに求められるサービスのジャンルなどのデータを分析すると、地域の特性が分かるのではないかという助言があった。

4　行政の役割について
　まず、監査委員から「就労につなげる」取組について以下の質疑を行った。
①ウーマノミクス課所管の「多様な働き方実践企業認定制度」との連携で相乗効果を生むことはできないか。また、健康長寿の観点から企業に働きかけができないか。

　シニア活躍推進課からは以下の回答があった。
①シニア活躍推進宣言認定企業 892 社のうち約３割が多様な働き方実践企業に認定されている。シニアの方が働きやすい職場は女性にとっても働きやすい職場と考えている。例えば子育て期の女性が短時間で働きたい場合に、その前後にシニアの方を活用することで職場がうまくいくというケースをよく聞いている。
　企業訪問の際には、女性の活躍とシニアの活躍を一体として考えてみてはいかがかと伝えている。
　また、健康長寿の観点については、シニア活躍推進宣言企業の認定項目の中に、シニアの健康に配慮するという項目があり、認定企業のうち該当する企業が 460 社ある。
　企業にとってシニアの方を雇用するときに一番不安に思うのは体力面である。企業訪問の際にこの点についての情報提供も行いながら、企業に対しシニアの活躍推進の働きかけをしていきたい。

　監査委員からは、元気な高齢者が活躍できるような職場の掘り起しに努めていただきたいという意見があった。

次に、監査委員から「健康長寿につなげる」取組について以下の質疑を行った。
②仕事や家庭で忙しい現役世代の参加を促すために、どのような取組を行っているか。
健康長寿課からは以下の回答があった。
②健康長寿は日ごろの生活習慣の積み重ねである。生活習慣の見直しは、なるべく早いうちから行ってほしいと考えており、現役世代への働きかけは課題となっている。一例として埼玉県コバトン健康マイレージは、忙しい人にも空いている時間を利用して歩いてもらうきっかけづくりをしたいということで始めた仕組みである。埼玉県コバトン健康マイレージは事業者と保険者も参加できるので、企業等を通じて現役世代の参加を一層促していきたい。

監査委員からは、子供に対して、健康で長生きをして命を大切にするという意識を啓発する活動も必要ではないかという意見があった。
また、健康長寿の取組のターゲットは本来個人である。データを確認しながら、自発的に健康づくりに取組めるような使いやすい仕組みを作ることが望ましいという意見があった。

次に、監査委員から「地域活動への参加」の取組について以下の質疑を行った。
③住民に「ボランティアをやらされている」と感じさせないための工夫はあるか。

共助社会づくり課からは以下の回答があった。
③県政世論調査で地域社会活動への参加を毎年調査している。参加しない理由として「興味がない」という人が約２割いて、興味がないという層には地域活動に対し、「やらされている感じ」といったネガティブな印象を持つ人もいる。
地域活動やボランティア活動は他人のためでなく、生きがいづくりなど自分のためにもなる。そこで、平成29年度から県では地域活動にポジティブな印象を持ってもらうため、普及啓発活動を実施している。具体的には、「地域デビュー楽しみ隊」を結成し、県民から選ばれた隊員が地域活動の楽しさや魅力を発信している。
監査委員からは、現役世代に対しても地域活動への参加を促す働きかけをしていただきたいという意見があった。
また、地域コミュニティの活動には、伝統行事の継承など住民の使命感で支えられているものもあることを行政もよく理解したうえで、普及啓発活動を行っていただきたいという意見があった。

【監査委員の意見】
以上の監査結果を踏まえ合議した結果、監査委員の意見は次のとおりである。
1　「就労につなげる」取組について（シニア活躍推進課）
県が事業を評価する際には、企業等から生の声を聞き、それを反映することで事業や制度がさらにブラッシュアップできるような仕組みを検討すること。
また、県の補助金が終了した後も、各企業等が独自に取り組むような仕組みづくりを検討すること。

2　「健康長寿につなげる」取組について（健康長寿課）
　医療費抑制や健康寿命延伸の効果を県全体で享受できるよう、埼玉県コバトン健康マイレージについて、より多くの県民が参加できる仕組みや効果の検証方法を検討すること。

3　「地域活動への参加」の取組について（共助社会づくり課）
　定年退職で会社など従前のつながりから離れたシニア層にとって、気軽に地域活動に参加できる仕組みは必要である。
　「地域デビュー楽しみ隊」の結成など新たな工夫により、アクティブシニアの社会参加（地域デビュー）が県内に広がるよう努めること。

4　行政の役割について（共助社会づくり課、健康長寿課、シニア活躍推進課）
　高齢者があらゆる場面で活躍できる社会の実現のためには、現役世代の理解と共感が必要不可欠である。
　シニアの活躍推進のための取組を突破口として、部局間の連携を取りながら、幅広い世代のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策につなげられないか検討すること。

（3）財政的援助団体等監査

　出資団体１０団体、指定管理者１４団体２３施設及び補助金等交付団体２０団体、計５３箇所を監査しました。

ア　監査結果

（ア）指摘・注意
　なし

イ　監査結果に対する措置状況

監査実施	監査結果			２８年度末未措置	２９年度措置状況		備　考
	指摘	注意	計		措置済	未措置	
２９年度	0	0	0	－	－	－	
２８年度	0	0	0	－	－	－	
２７年度	0	1	1	0	－	－	

（４）決算審査

平成２８年度の決算審査意見書の概要は次のとおりです。

ア　平成２８年度埼玉県歳入歳出決算（一般会計及び特別会計）

（ア）審査の期間

平成２９年８月７日～平成２９年９月１５日

（イ）審査意見

決算書及び関係書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

予算の執行等に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

平成２８年度の一般会計の決算額は、歳入総額は、前年度比0.2%減少し、歳出総額も0.1%減少したが、過去１０年間では２番目に高い水準である。

財政指標は、実質公債費比率は改善したものの経常収支比率は2.0ポイント悪化した。これは、公債費及び補助費等に充当される一般財源が増加したことが要因の一つである。

①　県税収入の確保

自主財源は２年連続して６割を維持し、うち最も額が大きい県税は、歳入全体の４割超を占め、納税率は97.4%と６年連続で上昇したが、８年連続で全国最下位である。個人県民税(均等割・所得割)以外の税目の納税率は99.5%に向上したが、市町村が賦課徴収する個人県民税の納税率は1.1ポイント上昇したものの94.2%であった。平成２７年度に個人住民税の給与からの特別徴収の一斉指定が行われ、その後実施が拡大して平成２９年度までに、関東一都六県全てで実施されている。県外で働く県民も多いことから近隣都県とも連携を図り、相乗効果を発揮していただきたい。また、収入未済額の圧縮が進んでいない市町を中心に引き続き効果的な支援を講じられたい。

県税の収入未済額は183億余円と前年度より29億余円減少し、この４年間で129億余円圧縮した。県では徴収対策として、滞納処分の強化や現年度課税分については課税部門を起点とした滞納整理の早期着手に取り組んでいる。これらの取組は滞納抑止に効果的なことから、引き続き積極的に取り組まれたい。

②　持続可能な財政運営のために

県債発行額は、前年度に比べて57億余円減少した。県で発行をコントロールできる県債残高は１４年連続で減少しているが、臨時財政対策債・減収補塡債を含めた県債残高は、前年度より107億余円増加し県民一人当たり約51万8千円である。今後も持続可能な財政運営のため、県債の発行及び残高については、適正な管理に努められたい。また、臨時財政対策債は、関係自治体と連携して国に対して廃止を引き続き働きかけていく必要がある。

③　基金の活用

平成２８年度末の市場公募債等の満期一括償還の財源に充てるための積立分を除く基金残高は1,982億余円で、事業のための取り崩しにより前年度比75億余円減少した。そのうち財政調整のための基金は平成２１年度から７年ぶりに900億円を下回った。

平成２９年４月には、公共施設長寿命化等推進基金が新たに設置された。この基金は、資産を適正に管理していくためのファシリティマネジメントを推進するためのものであるため、適切な運用に努められたい。その他の基金についても基金設置の必要性を精査し、設置目的にふさわしい規模で効果的に活用していただきたい。

④　内部統制体制の確立

平成２９年６月公布の地方自治法の改正で内部統制に関する規定が追加された。都道県知事は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならない。平成３２年４月の施行に間に合うよう準備を適切に進めていただきたい。また、内部統制体制の整備には、留意するべきことも多い。法施行の前においても最少の経費で最大の効果を上げるよう事務の適正性を確保する取組をしていただきたい。

イ　平成２８年度公営企業会計決算（５会計）

（ア）審査の期間

平成２９年８月７日～平成２９年９月１５日

（イ）審査意見

決算書及び同附属書類並びに関係諸帳簿及び証拠書類等を照合審査した結果、符合していることを確認した。

また、事業の運営及び予算の執行に当たっては、関係法令及び予算議決の趣旨に沿って、おおむね適正に行われているものと認めた。

（ウ）留意又は改善を要する事項

【地域整備事業会計】

企業局は、第３次田園都市産業ゾーン基本方針等に基づき、圏央道沿線に加え圏央道以北地域などにおいて新たな産業団地の整備に取り組んでいる。

埼玉県は、自然災害が比較的少なく、首都圏から全国へ広がる東名、中央、関越、東北、常磐、東関東の６つの主要高速道路が圏央道経由で結ばれる交通・輸送網の優位性などから企業立地ニーズが高まっている。しかし旺盛なニーズに対応するための産業団地ストックは大きく不足しており、立地需要にこたえるタイミングを逸することのないよう、市町村や関係機関との連携をより強化し、スピーディーに産業団地の整備を進めていく必要がある。

また、企業はより低コストで有利な立地を求めており他県との誘致競争が激化している。事前エントリー制度や既存インフラの活用などの新しい手法をさらに取り入れ、誘致企業にとって魅力ある産業団地の造成に努めることが重要である。

企業を取り巻く長期的な経済動向は不透明であり、景気変動や個々の企業の業績悪化等によるニーズ低下のリスクも回避する必要がある。平成２８年度には産業団地分譲に係る使用貸借特約付き土地売買契約の残金の支払いが困難になり、契約を解除してリース契約に移行したケースも起こっている。

産業団地の整備に当たってはよりスピードを重視し企業立地ニーズに配慮して取り組

み、分譲コストの早期回収に努めていく必要がある。

【病院事業会計】

埼玉県立病院経営改善アクションプラン（平成２７～２９年度。以下「アクションプラン」という）に掲げられた主な業績評価指標について県立４病院の平成２８年度の実績値を見ると病床利用率は４病院とも平成２８年度の目標に達せず、また精神医療センター以外の３病院で平成２７年度の実績を下回った。

医業収支比率も７４．３％と平成２７年度比で５．３ポイント悪化し、４病院すべてでアクションプランの目標値を下回っている。

経常収支は４病院全体では約５６億４７百万円のマイナス（マイナスは平成２５年度から４年連続）で、平成２７年度に比べ約３５億１４百万円悪化した。年度末の資金（現金預金）残高は１１１億５９百万円と２７年度比で約３５億８３百万円減少している。

病院局によると、現在、こうした実績値低下の状況を踏まえ、病院別、入院・外来別、診療科別に要因・課題等を分析し改善に向けた対策を進めている。

例えば平成２５年度に新病院への移転を行ったがんセンターについては、病床利用率の低迷にもかかわらず新規患者の待機が生じておりその要因を追究している。また、一部の診療科では民間病院との競合が生じているため診療科の重点化をどのように図るか検討している。

循環器・呼吸器病センターについては、県北部地域で現在隣接県への依存度が高い救急医療の強化による収益改善について試算・検討を行っている。

小児医療センターでは周産期医療や小児救急救命医療の増床に伴う人件費等の増加が避けられないため、委託料や診療材料費の削減によりコスト減を図る方策を検討している。

また、原価計算によるコスト管理にも着手している。

病院局では本年１月に県立病院改革推進委員会を発足させ、経営改善の検討を行っているが上記のようなきめの細かい分析をさらに進め、採算性を意識した適正な経営目標値を設定するとともに、分析結果に基づいて具体的な改善策を推進していくことが重要である。とりわけ精神医療センター以外の３病院ではＤＰＣを導入しており、その特徴を意識した経営改善を進める必要がある。例えば、診療科ごとに日額（定額）と各診療行為の実際の費用を比較しどこに過剰なコストが生じているか分析する、入院患者の平均在院日数が短縮する中で空き病床を少なくするため日ごろから他病院等とコミュニケーションを図り効率的に患者を受け入れる、県立病院の役割を踏まえた適正な紹介・逆紹介のあり方を検証・検討するなどである。

平成２８年度末をもって新病院等の整備もひとまず区切りを迎えたことから、経営改善に向けた現在の取組を一層強化し健全化を進めていく必要がある。

【流域下水道事業会計】

下水道局は昭和４１年度に荒川左岸南部流域で流域下水道事業に着手して以降、８流域で下水道の整備を進めてきた。この結果、水循環センター（処理場）９箇所を整備し、管渠については計画上の全延長４５２ｋｍのうち４３８ｋｍ（９７％）を供用済である。

事業の着手から既に５１年が経過し、今後、老朽化した施設の改築更新と維持管理コスト

の増大にどのように対応していくかが課題となっている。
下水道局ではこれまで第１次（平成24～28年度）及び第２次（平成29～33年度）長寿命化計画に基づき、各流域ごとに耐用年数の短い機械、電気設備の改築更新を進めてきた。こうした状況の中で平成２７年度に下水道法が改正され、「下水道ストックマネジメント計画」の策定が求められることとなった。同計画のもとでは、土木・建築物を含む施設全体を対象として点検・調査・修繕の方法や頻度・改築の優先順位等を定め、計画的に更新等を実施していくこととなる。
下水道局は平成３０年度中に同計画を策定することとしており、先行して平成２９年度には、例えば、下水道施設の耐用年数・劣化状況等を勘案し、部品交換による長寿命化か、設備の更新を図るかを選択するなど、ストックマネジメント手法の導入を進めている。
これまでの長寿命化計画では、管渠等の土木・建築物は計画対象外とされていた。ストックマネジメント計画では、土木・建築物も計画に含まれ国庫補助対象とされるとともに、年度間の費用が平準化されるなどの効果が期待される。しかし、既に進めてきた長寿命化に比べコスト削減が金額的にどの程度図れるかなどの見通しは明らかにされていない。
またコスト削減を考える場合、イニシャルコスト、ランニングコストをどのように考慮するかも検討課題となりうる。ランニングコストについては設備等の維持管理費が市町の維持管理負担金で賄われ、かつ下水道事業債に係る資本費（減価償却費等）が一般会計からの繰入対象となるため、主にイニシャルコストの削減を念頭に置くものと考えられる。他方でランニングコストの削減を図れば将来的な市町の維持管理負担金の軽減や、下水道公社・包括的民間委託業者の委託料削減等に結びつくことも考慮すべきである。
以上のような点を踏まえ、今後コスト削減を念頭におきながら、費用対効果の最大化を目指して改築更新等を進めていく必要がある。

（５）健全化判断比率等審査

平成２８年度決算に基づく健全化判断比率等について審査した結果の概要は次のとおりです。

ア　健全化判断比率

（ア）審査の期間

平成２９年８月７日～平成２９年９月１５日

（イ）審査結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

【参考】

健全化判断比率	平成２８年度	平成２７年度	早期健全化基準
①実質赤字比率	黒字	黒字	３．７５%未満
②連結実質赤字比率	黒字	黒字	８．７５%未満
③実質公債費比率	１１．８%	１２．０%	２５%未満
④将来負担比率	１９２．３%	１９２．９%	４００%未満

・実質公債費比率の全国平均は、１１．９%（埼玉県は比率が低い順で全国１８位）

・将来負担比率の全国平均は、１７３．４%（埼玉県は比率が低い順で全国２５位）

（ウ）審査意見

いずれの比率も早期健全化基準を下回っており、実質公債費比率、将来負担比率は昨年度と比較すると低下している。引き続き、健全な財政運営に努められたい。

【参考】

○　健全化判断比率

・実質赤字比率

一般会計等に生じている赤字額の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・連結実質赤字比率

全会計（下水道など公営企業も含む）に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・実質公債費比率

借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

・将来負担比率

借入金（地方債）や県が将来支払う可能性のある負債の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもの

イ　資金不足比率

（ア）審査の期間

平成２９年８月７日～平成２９年９月１５日

（イ）審査結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査対象の会計	平成２８年度	【参考】平成２７年度
病院事業会計	資金不足なし	資金不足なし
工業用水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし
水道用水供給事業会計	資金不足なし	資金不足なし
地域整備事業会計	資金不足なし	資金不足なし
流域下水道事業会計	資金不足なし	資金不足なし

（ウ）審査意見

いずれの会計についても資金余剰となっているが、今後も資金不足が生じないよう、健全経営に努められたい。

【参考】

○　資金不足比率

公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に占める割合

※　資金不足額：一般会計等の実質赤字に相当し、公営企業会計ごとに算定した額

事業規模　：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

（６）住民監査請求監査

平成２９年度に監査結果を公表した住民監査請求は、次の３件です。

ア　平成２８年度の政務活動費に関する件

受付日 平成 29 年 8 月 14 日　結果通知日 平成 29 年 10 月 10 日(一部却下一部棄却)

〈請求の要旨〉

１　平成２８年度に日本共産党埼玉県議会議員団（以下「県議団」という。）に交付した政務活動費のうち、県議団が日本共産党埼玉県委員会（以下「県委員会」という。）に人件費として支払った金額について、以下のとおり違法若しくは「政務活動費の運用指針」（以下「運用指針」という。）違反が認められるので、当該金額の返還を要求することを請求する。

（１）県議団は、覚書に基づき県委員会から派遣を受けた事務局員等の人件費を支払っているが、県委員会は労働者派遣法（注）に基づく労働者派遣事業の認可を受けていないことから当該派遣は違法であり、上記支払は政務活動費の違法使用である。

（２）県委員会が発行した領収書によると、「政務調査受託費」として県議団から県委員会に支払われたものがあるが、「調査研究費」で支出すべきところ「人件費」に計上されており、運用指針に違反した支払である。

（３）ア.県議団が平成２８年度に受け取った政務活動費の４割以上が県委員会への支払に充てられており、地方議会の政務活動費で党職員を養うことがあってはならないはずである。イ.県議団に派遣されている党職員に、覚書で定めた金額が全額給与として支給されているのか疑問である。定められた金額より少ないとすれば政党への流用に当たる。ウ.政務活動費で政党が政務調査を受託することがあってはならないはずである。

〈監査結果の概要〉

（１）県委員会から県議団への党職員の派遣は、労働者派遣を「業として行う（労働者派遣法第２条第３号）」ものとはいえず、同法第５条により厚生労働大臣の許可を必要とする「労働者派遣事業」に該当しない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

（２）「政務調査受託費」として支払われた金額は、県議団が覚書に基づき給与として振り込む額を誤り不足額を現金で支払ったものであり、元々運用指針上の人件費に該当し、運用指針違反は認められない。なお、「政務調査受託費として」との領収書の記載が適切ではなかったため、訂正された領収書が提出され議会事務局により適正な内容と確認された。よって、請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求は棄却する。

（３）上記請求の要旨（３）ア～ウについては、請求人は違法・不当の理由を具体的に示しているとは言えず、また違法・不当とする事実を証する書面を添付していない。よって、地方自治法第２４２条第１項の要件を欠き、不適法であるので、これを却下する。

（注）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

イ　森林ボランティア育成事業補助金に関する件

受付日 平成 29 年 10 月 2 日　　結果通知日 平成 29 年 11 月 16 日（却下）

〈請求の要旨〉

県が森林ボランティア団体Ａに交付した平成２８年度森林ボランティア育成事業補助金について、以下の理由から調査をし補助金の返還の措置を求める。

- 団体の運営や金銭が不明朗との指摘が聞かれる。県から補助金が交付されていることを会計や会員が知らないと発言している。ここ数年会計報告がないと聞く。活動実績書に会員数が水増し記載されている。何かおかしな公金支出で財務上不当行為に値すると考える。
- 団体の活動地区で開催されているコスプレ撮影会の金銭が不明金である。同地区に入場する際に協力金箱が設置されているが、事務局の一人が金額確認を受けないまま持ち帰っていると聞く。一般のかたや会員からの寄付で記念樹を植樹しているが、領収証を発行せず購入金額も明らかにしていないと聞く。同地区の駐車場で会員が野菜を販売している（売上は個人の所得）が、事務局の一人に限り本人が栽培したものではない野菜を販売していると聞く。
- 実績報告書に添付された飲みもの代の領収証が、活動地区から遠隔の地区の店の領収証である。活動実績書と当該領収証のあて名が同じような筆跡に見え、同じ人物が書いた領収証ではないかと思われる。

〈却下した理由〉

住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為の違法性あるいは不当性に関する主張は、当該財務会計上の行為が具体的な理由によって法令に違反しあるいは行政目的上不適当である旨を指摘することが必要とされている。

また請求人の単なる憶測や主観にとどまらず、事実証明書をもとに違法・不当とする客観的な理由を示すことが必要とされている。

しかし本件では、請求人の請求内容・理由、事実証明書からは本件補助金支出の違法性・不当性が、具体的・客観的な理由に基づき指摘されているとは認められないため、本件請求は地方自治法第２４２条第１項に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

ウ　政党機関紙の購読に係る支出等に関する件

受付日 平成 30 年 2 月 13 日　　結果通知日 平成 30 年 3 月 15 日（却下）

〈請求の要旨〉

- 埼玉県、埼玉県教育委員会、監査事務局及び労働委員会事務局の政党機関紙購読状況によると、日本共産党の機関紙「しんぶん赤旗」日刊版が８５部と、購読部数・購読費において突出している。
- 政党機関紙が政党の重要な収入源であることから、公費による購読は必要最小限とすべきで、特定の政党機関紙が突出して多いのは、県政のための幅広い情報収集の観点からも明らかに適正を欠き、事実上特定の政党を公費で支援する形になっている。また、東京都庁の政党機関紙購読状況と比較しても埼玉県の支出は突出して

いる。

- 少なくとも県全体で「しんぶん赤旗」と、同じく日刊の政党機関紙「公明新聞」の購読部数７７部との差が８部あり、当該８部について「しんぶん赤旗」の月額購読料３，４９７円に平成２８年度の１２か月と平成２９年４月から平成３０年１月までの１０か月の合計２２か月を乗じた６１万５，４７２円の支出は明らかに不適正であり、県の損害といえる。
- よって、埼玉県知事に対して、６１万５，４７２円を県に返還させること、及び埼玉県知事、教育委員会、監査事務局及び労働委員会に対して、公務上、現状の公費による政党機関紙購読が必要な支出かを精査し、不必要な場合は政党機関紙の購読を廃止する措置を請求する。
- なお、本件請求に係る監査については、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

〈却下した理由〉

住民監査請求が適法となるためには財務会計上の行為の違法性・不当性の根拠を、単なる憶測や主観にとどまらず、具体的かつ客観的に示すことが必要とされている。

また、住民監査請求は職員等による違法・不当な財務会計上の行為等により地方公共団体に財産的損害が生じまたは生じるおそれがある場合に、その防止、是正等を図ることを目的としていることから、地方公共団体に現に損害が生じているかまたは生じるおそれがあることが要件とされている。

しかし本件では、請求人は「しんぶん赤旗」と「公明新聞」との購読部数の差８部に係る購読料支出がなぜ違法・不当なのか具体的・客観的根拠を示していない。その違法性・不当性を疎明する事実証明書の添付もなく、県に損害も発生していない。

また、請求人は現状の政党機関紙の購読料支出が違法･不当であることを前提とし、その是正措置を求めているが、そもそも「現状の購読料支出の違法性・不当性」の具体的・客観的根拠を示していない。

よって、本件請求は地方自治法第２４２条第１項に定める住民監査請求として不適法であるので、これを却下する。

≪資　　料　　編≫

平成２９年度に公表又は提出した監査の結果等

１　定期監査

（1）定期監査年度別実施課所数

年　度	監　査　課　所（機　関）			実地監査実施率(%)
	総　数	左　の　内　訳		
		委員による実地監査	委員による書面監査	
平成２５年度	５７９	２８９	２９０	５０
平成２６年度	５７７	２９３	２８４	５１
平成２７年度	５７５	２６７	３０８	４６
平成２８年度	５８０	２８５	２９５	４９
平成２９年度	５８１	２９４	２８７	５１

※平成２９年度は病院局経営管理課に２回監査を実施しているが、機関数は１機関と数えている。

（２）監査の結果等

ア　平成２９年度第１回　　　提出（平成２９年　９月２５日）
　　　　　　　　　　　　　　公表（平成２９年１０月　６日）

（ア）　監査の対象機関　　１９３機関

所管部局	監　査　対　象　機　関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、ラグビーワールドカップ2019大会課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エコタウン環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、勤労者福祉課、就業支援課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務

等の事務局	局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、魅力ある高校づくり課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、教職員採用課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、生涯学習文化財課、人権教育課
警察本部	総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全企画課、子ども女性安全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対策課、地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部

（イ） 監査実施日

平成２９年４月１８日～平成２９年８月２日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a　指摘事項

該当なし

b　注意事項

機関・職制名		監　査　の　結　果
環境部	みどり自然課	平成28年度の侵略的外来生物県民参加モニタリング調査運営業務委託契約について、財務規則に「首標金額は、訂正してはならない。」と規定されているにもかかわらず、契約書の委託金額が加除訂正されていたことは不適切であった。
福祉部	地域包括ケア課	平成27年度の非常勤職員の社会保険料控除に関する債権管理について、次の点で不適切であった。 納期限までに納付されなかった社会保険料について、納期限の翌日から起算して40日以内に督促すべき

		ところ、この期間を超過して督促していた。
福祉部	こども安全課	平成 29 年３月に発注した下記の印刷物（児童相談所用の諸様式）については、各々の主要な印刷仕様のほか、見積日、納品日、契約相手も同一であった。 総額で 10 万円を超える契約にもかかわらず、２者以上から見積書を徴取せず、一括して発注しなかったことは不適切であった。 ・納入通知書兼領収書　（98,658 円） ・督促状兼領収書　（92,340 円）

イ　平成２９年度第２回　　　　提出（平成２９年１２月　５日）
公表（平成２９年１２月１５日）

（ア）　監査の対象機関　　　４６機関

所管部局	監　査　対　象　機　関
総務部	上尾県税事務所、朝霞県税事務所、川越県税事務所
県民生活部	消費生活支援センター、消費生活支援センター川越、消費生活支援センター春日部、消費生活支援センター熊谷
環境部	越谷環境管理事務所
福祉部	精神保健福祉センター、中央児童相談所、川越児童相談所、越谷児童相談所、越谷児童相談所草加支所
保健医療部	川口保健所、本庄保健所
産業労働部	計量検定所、産業技術総合センター
農林部	川越農林振興センター、加須農林振興センター、花と緑の振興センター、農村整備計画センター
県土整備部	川越県土整備事務所、本庄県土整備事務所、行田県土整備事務所、越谷県土整備事務所、杉戸県土整備事務所
都市整備部	越谷建築安全センター
企業局	地域整備事務所、庄和浄水場、吉見浄水場
病院局	経営管理課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
教育局	久喜図書館、さきたま史跡の博物館、浦和工業高等学校、川口工業高等学校、栗橋北彩高等学校、越谷総合技術高等学校、草加西高等学校、秩父高等学校、蓮田松韻高等学校、三郷北高等学校
警察本部	秩父警察署

（イ）　監査実施日
平成２９年８月２１日～平成２９年１０月２０日
病院局（県立病院及び経営管理課）の監査
平成２９年９月１４日～平成２９年１１月８日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。
a　指摘事項
該当なし

b　注意事項

機関・職制名		監　査　の　結　果
教育局	草加西高等学校	平成 28 年度の非常勤職員報酬について、次の点で不適切であった。 同校の非常勤職員である就職支援アドバイザーが平成 28 年 6 月に「就職支援アドバイザー研究協議会」に参加したが、当該業務に対する報酬を支払っていなかった。

c　監査結果の報告に添える意見

病院局（県立病院及び経営管理課）の監査結果報告に添える意見について

1　監査実施の趣旨・内容

・小児医療センターの不適正な診療報酬請求事務の発覚を受けて、平成２９年６月２１日の平成２９年度第２回監査委員会議において、県立４病院に対し再発防止を主眼とした監査の実施を決定した。

・小児医療センターについては以下の事項を対象に含めた。（特記事項）

ア　損害額を２８,７７３,９８０円に確定した根拠

イ　地方自治法第２４３条の２(職員の賠償責任)に基づく損害賠償請求の有無

ウ　民法上の不法行為に基づく損害賠償請求の有無

エ　本人への請求額を損害額の２分の１とした根拠

オ　県職員の募金による補てん

・４病院の監査を実施し把握した課題等について、更に病院局経営管理課に対する監査を実施した。

病　　院	日　　程	監査委員
循環器・呼吸器病センター	平成２９年９月１４日（木）	岩﨑監査委員
精神医療センター	平成２９年９月２１日（木）	石井監査委員
小児医療センター	平成２９年１０月４日（水）	山本監査委員
がんセンター	平成２９年１０月６日（金）	佐野監査委員
病院局経営管理課	平成２９年１１月８日（水）	全監査委員

2　再発防止策の状況

（1）不祥事の要因

小児医療センターの監査において確認したところ以下のとおりであった。

・当該職員が返戻されたレセプトの管理をしておらず、いつどの医師に返戻レセプトが渡ったのか、そのうちどのレセプトが戻ってきたのかを把握していなかった。

・上司に当たる事務局長、副事務局長、業務部長も診療報酬請求に係る事務を当該職員に任せたまま、進行管理、処理状況のチェックを行っていなかった。

（２）再発防止の取組

・小児医療センターでは進行管理、内部チェックの強化を図るため

①返戻・減点レセプトの処理手順を整理・標準化した「返戻・減点レセプト事務処理マニュアル」を整備した

②返戻・減点レセプト管理台帳を作成し、進行管理を行うこととした

③全ての返戻・減点の案件につき病院内の保険委員会の審議・承認を経て、病院長決裁の上、再請求・再審査請求を行うこととした（従前は減点分のみ保険委員会で審議）

④チェック体制強化のため、事務局長、業務部長、委託職員がレセプト全体の処理状況につき月１回打合せを実施することとした

・循環器・呼吸器病センター及びがんセンターでも①返戻・減点レセプト事務処理マニュアルの整備を行った。②～④については従前から対応済みであった。

・精神医療センターでは①～④いずれについても従前から対応済みであった。

（３）各病院の監査で見られた課題

ア　再発防止策の不徹底等について

〔小児医療センター〕

事務の進行管理、内部チェック強化のための改善の取組に以下のとおり不徹底な点が認められた。

①「返戻・減点レセプト事務処理マニュアル」において管理台帳は少なくとも毎月１回業務部長の確認を受ける旨定めたが、押印・サインや確認日の記載などの確認の記録がなかった。

②保険委員会の開催記録が作成されていなかった。

③レセプト全体の処理状況を管理するための事務局長、業務部長、委託職員による打合せ会議は４回開催された後、平成２９年５月以降開催されていなかった。

〔循環器・呼吸器病センター〕

平成２５年度から２７年度に査定減された後、診療報酬額が未確定となっているレセプトが１２件あった。

　２５年度２件、２６年度３件、２７年度７件

〔がんセンター〕

平成２８年度に査定減されたレセプトの処理が確定に時間を要し、平成２９年８月１０日の時点で未処理・未確定となっている案件が１,５４８件あった。

イ　会計上の課題について

（ア）返戻・減点レセプトの調定減と簿外管理

返戻・査定減されたレセプトについては会計処理上、各病院とも返戻・査定減の時点で一旦調定減を行い、その後は簿外管理となっている。

この点、小児医療センターでは、簿外管理となった返戻レセプトにつきその後の処理状況のチェックがなされなかったことが不祥事を招いた一因と考えられる。

そこで、①調定減する会計処理の妥当性②調定減により簿外となった後の管理をどのように行うかという会計上の課題が判明した。

（イ）レセプトの個別収納状況の把握

小児医療センターの監査において、今回不祥事を起こした職員が請求を怠っていた案件は１４６件、２４７,５７２,２９０円であった。

このうち、

①消滅時効を援用された案件は２１件、２８,７７３,９８０円であること

②時効期間が経過していなかった案件及び時効期間が経過していたが消滅時効を援用されなかった案件は計１２５件、２１８,７９８,３１０円であること

③当該１２５件については平成２８年１１月から２９年５月までに全て通常の手続にのっとり再請求が行われていること

を確認した。

しかし、再請求の結果、どの案件がいつ・いくら入金されたかは把握できておらず、現在のシステムのもとでは職員の手作業による処理・チェック等を経なければ把握困難である旨の説明があった。

ウ　組織・人員体制について

・小児医療センターでは不祥事が判明した当時、診療報酬請求事務を担当していた職員は主査２名であり、他に９名の委託職員が従事していた。

・診療報酬請求の件数は概ね月１０,０００件であり､うち約１００件が返戻され、不祥事を起こした職員はこのうち診療内容等につき医師への確認を要する月約３０件の処理を所掌していたが、累積した案件の管理を放置するに至ったものである。
なお、もう１名の主査職員は査定減のレセプト処理を担当しており、返戻レセプトの処理には関与していなかった。

・不祥事を起こした職員は平成２９年６月に退職し、監査実施時点では、１名欠員のまま補充されておらず、人員の不足が上記の改善策不徹底の原因になっている状況も見られた。

・がんセンターで上記のように多数の案件が査定減後、未確定又は未処理のまま時間を要していることについても、処理に当たる職員の不足が一つの原因となっていると考えられる。

（４）経営管理課に対する監査

ア　再発防止策の不徹底等への対応と診療報酬請求事務の抜本的改善について

・経営管理課は、各病院の診療報酬につき、年度毎の査定額、査定率、入院単価、外来単価は把握するようにしていたが、診療報酬請求事務の処理状況は把握していなかった。

・また、各病院において進行管理表を作成する等の再発防止策の把握はしたが、その実施状況、上記の課題を含め個々の事務処理が再発防止策どおりに実施されているかの検証・確認までは行っていなかった。

・今回各病院の監査で判明した個別の課題については経営管理課において各病院に対応・改善状況を確認した。

（ア）小児医療センターの再発防止策の不徹底について

①業務部長による月１回以上の管理台帳の確認については､現在は押印をして記録を残すよう改めた。

②保険委員会の開催記録は平成２９年度開催分から作成している。

③レセプト処理状況の打合せ会議は平成２９年５月以降事務処理の遅延が発生していない事が確認出来ていたため会議の形は取らず、持回りで確認を行っていたが、９月以降は再度関係者で課題の抽出と確認方法を協議し、毎月打合せ方式で処理状況を確認している。

　監査委員からは､レセプトの処理状況に対するチェック機能が有効に働いているかを、経営管理課が評価・検証していくこと、レセプト全体の処理状況を確認するための会議は従前メンバーとされていない医事・経営担当の職員を加え、データ等も十分に準備の上、実のある審議・確認を行うことが重要であるとの意見が出された。

（イ）循環器・呼吸器病センターの長期未確定案件について

・社会保険診療報酬支払基金等に確認した結果、平成２５年度の２件中１件は未回答であり回答すること、１件は原審査（査定減）どおりであること、２６年度の３件中１件は保険者に確認の上回答すること、２件は内容確認ができないため改めて再審査請求を提出するよう指示があり、９月１０日に提出したこと、２７年度の７件中１件は当初の請求どおり復活したこと、残り６件は確認中であることが判明した。

時効援用される恐れはないとしている。

・基金等に再審査請求を行い、回答までに時間が経過した事案については、半年に一回保険者に対し状況の確認を行うようにした。

監査委員からは、病院局全体の課題として速やかに未処理・未確定案件を解消す

るためのルール作りに取り組む必要があるとの意見が出された。

（ウ）がんセンターの長期未処理・未確定案件について

・平成２８年度事案の再審査請求の可否についての選別を進め、再審査請求できるものの処理を２９年度末までに完了する。今後は、未処理事案について半年に一回、組織として進捗状況を管理していく。

（エ）今後の対応

・以上の状況も踏まえ、病院局としては、平成２９年１２月以降、経営改善の支援を受けているコンサルタントから助言を受け、経営管理課主導で、県立４病院の医事請求の業務フローの見直しを行っていくこととしている。
・今年度末までに具体的な見直しを行い、適切な医事請求事務を行える体制に抜本的に改善していくとしている。

イ　会計上の課題について

（ア）返戻・減点レセプトの調定減と簿外管理

①経営管理課の考え方

・ 返戻・査定減されたレセプトについて、調定減する（医業収益及び未収金を減額する）会計処理は、病院の会計としては標準的なものである。
返戻・査定減されたレセプトは、何らかの疑義等により、記載された内容での請求が認められなかったものであり、当初の調定（収益認識）自体が完全なものではなかったと考えられるため、疑義を含む当初の調定は、一旦取り消すのが合理的である。
・その上で、それらの疑義を解消し再請求する際に、金額の修正など必要な調整をし、その時点で、再度修正後の金額で調定するのが適切であり、現在の会計処理は適切と考えている。

②監査委員意見

・民間病院であれば簿外管理は法人税に影響する問題であり、収益への不計上が適正を欠く場合は法人税逃れとされるが県立病院では収益認識の意識が希薄ではないか､また決算の正確性にも疑義が生じるのではないかとの問題提起がなされた。

③経営管理課の方針

・調定減により簿外となった返戻レセプトについては、医事会計システムにオプションを付加することにより管理が可能となり、このオプションによって返戻管理がより適切に行えると期待できるため、改修費用を含め導入に向けて検討している。
・システム改修までの間は、医事担当と会計担当とで追跡・確認ができるように、

まずは小児医療センターで、医師へ依頼した返戻レセプトの処理状況の報告書の様式を改めた。

（イ）レセプトの個別収納状況の把握

・現行の医事会計システムでは、返戻・減額があったものについてのみ手処理等を加え個別の管理をしており、請求どおりに収納があったものについては、個別収納状況ではなく合計額で管理している。

・個別案件の収納状況等については、医事会計システムにオプションを付加することにより、返戻・減額のあったレセプト及び請求どおりに収納があったものについて、システム上での把握・管理が可能となる。

・今回の小児医療センターの不祥事に係る案件で、時効期間が経過していなかったもの及び時効期間が経過していたが消滅時効を援用されなかったものの請求に対しては、返戻・減額はなく、収納されている旨の報告を受けている。

ウ　組織・人員体制について

監査委員から、欠員状態、人員不足への当面の対応として、県職員に代わり複雑・困難な案件等にも対応できる人材を委託又は短期的な雇用などの方法で確保すべきではないか、また長期的な対応として診療報酬事務の専門的処理能力を有する職員の採用・育成のあり方を検討すべきではないかとの意見があった。

これに対し、経営管理課からは次の対応策が示された。

①小児医療センターでは、１名欠員の状況への当面の対応として８月に非常勤職員を採用し、週３日勤務させている。ただし医療事務の有資格者ではないため、他部門の医療事務職員にも返戻レセプト処理を分担させている状況にある

②欠員補充については新たに採用する職員の育成方針等を１つ１つ整理しながら人事当局と調整を進め、職員の採用について了解を得たところである。近日中に募集要項を公表し、速やかに募集を開始する

③長期的な対応については、診療報酬請求事務だけでなく、病院事務全般に精通した職員の育成を検討しているところである

３　経営改善について

（１）各病院の監査結果

各病院の経営状況について、以下のような課題が確認された。

・小児医療センターでは新病院への移転後平成２９年度は患者数、病床利用率が回復しているが、総合周産期母子医療や救急救命医療など不採算医療部門の拡大や人員増による給与費の増加、新施設の維持管理、保守等に要する諸経費の増加などの急激な費用増加により収支の厳しさが増し、コスト削減や収支改善をどのように図っていくかが課題となっている。

・がんセンターでは、再診患者が多く新規患者枠に影響していること、検査待ちが生じていることなどにより患者の受け入れが円滑に進まず、病床数は増えたものの待機患者が多く存在すること、これらに加え、ＤＰＣ（診療報酬の包括評価制度）による平均在院日数の短縮の影響もあり病床利用率が低迷していること、がん医療の均てん化により他の病院との競合が生じていることなどが課題となっている。

・循環器・呼吸器病センターでは、当センターの医療の１つの中心をなすカテーテル治療が近隣病院で可能となり競合が生じたこと等により延外来・入院患者数が減少、これにＤＰＣによる平均在院日数短縮の影響も加わり病床利用率が４年連続低下していること、他方新館オープン等に備えた人員増による給与費の増加等で医業収支比率が低下し、新規患者の増加、コスト削減をどう図るか、さらに地域医療支援病院として地域の医療機関との相互連携をどう強化していくかが課題となっている。

・これらの課題に対し、各病院では経営改善のための検討会議等を設置し、要因の分析、改善策の検討・推進に取り組んでいた。

（２）経営管理課の監査

ア　経営改善の取組状況

・平成２７、２８年度の経営数値の経過から経営改善の必要性を強く認識し、平成２９年１月に県立病院改革推進委員会を立ち上げて各病院の経営改善策を提示し、進捗状況につき毎月各病院長等と議論を行っている。

・病院事業管理者以下、病院局幹部が病院に赴き、医療スタッフを含めた病院職員に直接、現在の県立病院の経営状況を説明して危機感を共有し意識醸成を図っている。

・医薬品については後発医薬品の使用促進を呼びかけるとともに、２９年度下半期から納入実績等をベースに遡及的に価格交渉ができる条項を契約に加え、薬品単価を一層低減できる仕組みを導入した。

・診療材料については医薬品につき行っている４病院の共同購入を拡大し、民間病院等も参加する、より大きな枠組みの共同購入制度に参加し、価格交渉力の強化を目指している。また全国病院の購入実績単価等を参照できるベンチマークシステムを導入し、他病院との価格比較を行いながら安価に調達するための交渉ツールの提供を開始した。さらにＳＰＤ（院内物流管理システム）業務につき診療材料調達価格の１％を手数料として支払う仕組を２９年１０月分から撤廃し、コスト削減を図った。

・平成２９年度は特に、循環器・呼吸器病センターとがんセンターに経営コンサルティングを導入し、外部の目で両病院の現状分析と課題抽出、改善策の策定を行っている。

・現時点では両病院につき中間報告を受け、今後、具体的な改善策の実行のため、病院内で経営改善のプロジェクトチームを作り、主要な業績評価指標を定めて具体的な改善策を実行する。

・経営管理課ではその進行管理を行い、必要な場合にプロジェクトチームに入っていくなど、最大限のサポートをしていく。

・また、各病院の業績評価指標の実績の推移や現状を踏まえ、病院ごとの課題やその原因の分析はほぼ終えている段階にあり、今後その結果に基づき具体的な経営改善の取組を推進していく。

イ　次期経営改善アクションプラン（平成３０～３２年度）の策定

・現状の各病院の強み、弱み、また外部環境についてＳＷＯＴ分析（組織を「強み」「弱み」「機会」「脅威」の4つの軸から評価する手法）を行い、その中から取り得る戦略を抽出しており、県立病院改革推進委員会でも各病院の課題や戦略の議論を行っている。

・抽出された戦略や改善策については、財務、顧客、業務プロセス、学習と成長の４つの視点から、バランス・スコアカードとしてまとめ、次期アクションプランに盛り込み経営改善を達成したい。

４　職員への損害賠償請求について

（１）小児医療センターの監査において確認した事項

・小児医療センター職員による不祥事において、請求を怠っていた案件は１４６件、２４７,５７２,２９０円であったが、その後関係職員の交渉努力等によって回収が進み、最終的に保険者が時効完成を理由に支払い意思がないことが確認された２１件、２８,７７３,９８０円を小児医療センターにおいて未収金として調定し、損害額を確定した。

・この損害額は平成２９年度において全額不納欠損処理することとし、法律上及び会計上必要な手続きは本年度の決算で完結する予定である。

・その上で、不祥事を起こした職員は地方自治法第２４３条の２に基づく賠償責任の対象にはならないことから、病院局では弁護士に相談の上民法上の不法行為に基づく損害賠償請求を行うこととした。今回の案件は単純な事務的ミスではなく、当該職員が問題を認識しながら長年に渡って事務処理を放置してきたため発生した特異なケースであることが請求を行った理由である。なお今回の案件は特異なケースであるため、賠償請求を行ったことが直ちに他の職員の萎縮につながるとは考えていない。

・本人への請求額については、返戻レセプトの事務処理を当該職員に任せて組織として十分なチェック機能が働かないという、組織として反省すべき点もあったため、

損害額の２分の１とした。弁護士に相談したところ、損害の負担割合について明確な基準はないが、折半という考え方もあり得るとの見解だった。

・組織の責任に関し、組織上の管理・監督者等に残り２分の１を賠償請求することも検討したが、弁護士に相談したところ、管理監督者の過失及び過失と損害との間の因果関係が必要とのことだった。

・しかし、管理監督者が持っていた当該職員の情報（例えば前任者からの引継内容や当該職員からの報告内容）から判断して、損害発生の予見可能性、その過失がなかったら損害の発生を防げたという因果関係の要件を満たしていないと判断し、賠償請求を見送った。

・本人は損害賠償請求に同意しており、確認書を取り交わす手続を進めている。支払は今後３０年間、毎月４万円ずつ受ける予定である。

（２）経営管理課の監査結果

・監査委員から、まず小児医療センター監査における回答内容に相違や変更がないか確認した上で、経営管理課から、本人との損害賠償に係る確認書については平成２９年１０月２日付で小児医療センター病院長と本人が取り交わし、１０月２７日に本人による最初の入金があったことを確認した旨説明があった。

・その上で監査委員から以下の質疑を行った。

①過去の職員の不祥事等のケースで職員本人に賠償請求をした例はあるのか、今回の請求は過去のケースとバランスを欠かないか

②損害賠償の支払条件として期間３０年で月々４万円の分割と聞いているが、本人の年齢（事件が発覚した今年６月の時点で４８歳）を考えても長すぎるのではないか

③今回の案件は特異なケースであり、賠償請求が直ちに職員の萎縮につながるとは考えていないとのことだが、本県においてこれまで賠償請求の事例がない中で、今回の請求が一つの前例となり、影響は大きいのではないか

④職員への損害賠償請求などを行っているから欠員補充がスムーズにいかないのではないか、という指摘があるがどう考えるか

・経営管理課からは以下の回答があった。

①過去の職員の不祥事等のケースで職員本人に賠償請求した例は見当たらなかったが、先例においては、不適正な事務処理により今回ほど大きな損害を県に与えた事例がないことから、先例との比較は困難である。

②支払期間は、本人の支払能力を考慮して決定した。本人は、当面は親族の支援も仰ぎながら支払いをすると話しており、これ以上毎月の支払額を増やすのは困難

と判断した。なお、本人が賞与を償還に充てる等により繰り上げ償還の可能性も想定される。

③今回の案件は単純な事務的ミスではなく、当該職員が問題を認識しながらも、長年に渡って事務処理を放置してきたために発生した特異なケースである。１つの前例にはなるものの、通常は起こりえないケースであるため、職員に与える影響が大きいとは考えていない。

④欠員補充については新たに採用する職員の育成方針等を整理しながら人事当局と調整を進め、先日、職員の採用について了解を得たところであり、近日中に募集要項を公表し、速やかに募集を開始する。損害賠償請求などを行っているから欠員補充がスムーズにいかないという意見は当たらないと考える。

監査委員からは、今回の不祥事はガバナンスの不足に大きな要因があり、他方で職員本人も問題を認識しながら長年放置した特異なケースであるため賠償請求に至ったものであるが、組織としてのガバナンスの責任を棚にあげて個人に責任を押し付けたとの誤解を招かないよう説明していく必要がある、との意見が出された。

5　県職員の募金による補てんについて

（１）監査で確認した事項

・病院局では、職員本人に請求した残り２分の１を県職員への募金により補てんすることとした。これは今回のケースが事務処理担当者個人に対して損害賠償請求を行う特別な案件であることや、高額な損失が最終的には県民の負担になるのは申し訳ないという思いから、損害額を少しでも減額する工夫として、病院局内部で事件関係者や管理職に対し募金を行うことを考えたものである。

・その後、募金の範囲や額について県幹部職員と相談する中で、病院局職員だけの募金では負担が高額となることから、奥野副知事が発起人となり、知事部局等においても広く募金を行うこととなった。病院局と知事部局間などでは人事交流が行われており、たまたま病院局にいた職員だけでなく、「相身互い」の精神で知事部局等まで範囲を広げた。

・募金については平成２９年７月２０日に副部長会議を開催し全庁・全所属に周知した。

・職位に応じた募金額（病院事業管理者最高１５万円、病院長・病院局長最高１５万円、事務局長最高１１万円、…病院局職員２千円、一般職員１千円等）については、職位や在職年数に応じて、特定の職員の負担が高額となりすぎないよう配慮しつつ、全職員が募金に協力してくれれば組織としての負担分(約１,４４０万円)が埋まるような設計とした。

・募金趣意書の配布、とりまとめ、確認等の事務は経営管理課で行った。募金は職務

ではないことから、職務命令は受けていない。

・募金は強制ではなく、あくまでも趣旨に賛同する職員の任意である、強制の要素はなかったと考えている。

（２）経営管理課の監査結果

・監査委員から以下の質疑を行った。

①知事部局等の職員にも広く募金を行うこととした理由として、「病院局職員だけの募金では負担が高額となるから」との説明だが、どの程度の金額を高額と捉えたのか

②一部には募金の内容・その手続経過などから、強制ではないかと理解した職員がいるとの指摘がある。募金趣意書の発起人には「埼玉県副知事」との職名が記され、「病院事業として損害額の半額を負担せざるを得ない」との記述があり強制と受け取られる要素があったのではないか

③募金趣意書の配布、各所属からの募金のとりまとめ、確認等の事務は経営管理課で行ったとのことだが、それらの事務に携わった職員の数や、要した時間はどれくらいだったのか

④職員からの募金は目標額１，４４０万円に対し、６５０万円余り（６，５１９，３０４円）とのことだが、不足分についてはどう対応するつもりなのか

職位に応じた募金額が示されているが、算定は誰が行ったのか。１，４４０万円の損失を補てんする前提で算定し募金したのではないか

⑤知事部局等の職員にも広く募金を行うこととした経緯については、知事の助言に基づき広く募金を行うことを決定した後に奥野副知事が発起人となり呼びかけたのか、奥野副知事が発起人となり広く募金を行うことを決めた後に知事に報告し了解を得たのか

・これに対し経営管理課から以下の説明があった。

①病院局内だけの募金であれば負担の最高額は１００万円を超えると想定され「高額になる」と考えた。

②募金はあくまでも趣旨に賛同する職員の任意であり強制でないことを明確に伝えていただき、かつ所属内での募金の集め方を例示して誰が募金を行ったかわからないように配慮するようお願いした。「損害額の半額を負担せざるを得ない」との記述は会計上損失処理せざるを得ないことを述べたもので募金が強制であることを意味するものではない。ただ募金の趣意書に「強制ではない」ことが明記されていれば、強制でないことがより一層明確になった可能性はあり、監査委員の意見は真摯に受け止めたい。

③募金の事務に関わった職員は課長と主幹の２人であり、事務処理に要した時間のデータはないが、募金は各所属が郵便局に振り込む形だったため、それほど多くの時間を費やしてはいない。

④募金は、高額な損失が最終的には県民の負担になるのは申し訳ないという思いから、損害額を少しでも減額する工夫として実施したものでありまたあくまでも任意であるため、不足額について再度募金をすることは考えていない。

職位に応じた金額案は経営管理課長が作成した。１,４４０万円はあくまで目標額として設定したものであり、達成する前提で金額案を決めたものではない。

⑤奥野副知事が発起人となって広く募金を行うことを決めた後知事に報告し了解を得たものである。

6　監査委員の意見

以上の監査結果を踏まえ合議した結果、監査委員の意見は次のとおりである。

（1）診療報酬請求事務の抜本的改善について

今回の不祥事は組織としてのガバナンスの不足が大きな要因となり発生したものである。病院局では、本年１２月から経営管理課主導で、４病院の医事請求に係る業務フローの見直しを行うこととしているが、不祥事を招いた原因はもとより、今回の監査で判明した再発防止策の不徹底や長期未処理案件発生の原因等を究明し、その対策を含め、診療報酬に係る事務処理の抜本的改善を強力に進めること。

（2）会計上の課題への対応について

診療報酬請求に係る会計処理については、今回の監査において返戻・減点レセプトの調定減に伴う簿外管理、個別案件の収納状況の把握等が不十分ないし困難な状況が確認された。病院局では、これらの点につきいずれも医事会計システムにオプションを付加することによりシステム上で把握・管理する対応を検討している。医事、会計担当間での相互チェックを機能させるため、速やかにその導入を進めるとともにシステムの適切な運用がなされるよう留意すること。

（3）組織・人員体制について

今回の不祥事の要因の１つとして診療報酬事務における人員の不足・組織体制の不備が考えられる。今後、業務委託の積極的活用及び職員の専門性の確保も含め、より長期的な視点から診療報酬事務の量・内容に見合った適正な人員配置のあり方を検討し、円滑・確実な事務処理体制の確立を図ること。

（4）経営改善について

病院局では各病院の業績評価指標の実績の推移や現状を踏まえ、病院ごとの課題やその原因の分析をほぼ終えているとしている。今後原価計算、コスト分析等の結果を踏まえ、具体的な経営改善の取組を経営管理課が中心となって着実に推進すること。

（5）職員に対する損害賠償請求、職員の募金による補てんについて

不適正な診療報酬請求事務を行った職員に対する損害賠償請求、県職員の募金による補てんについては、様々な考え方と対応が可能であり、損害賠償、募金のいず

れも法律上は許容されるものであると考えざるを得ない。

しかしながら、募金については趣意書を各所属を通して職員に配布する手法をとったため、会議等により口頭でその趣旨説明を補うこととしたとは言え、趣意書の文言にとらわれ、一部に誤解を生じかねない事は容易に推認できる。

したがって、募金の実施に当たっては、その趣旨を多くの職員が十分に理解し、強制と受け取られる事がないよう、慎重な配慮が必要であったと考えられる。

終わりに

小児医療センターの今回の不祥事は、図らずも、県立病院の経営管理体制の課題を明らかにした。病院局の対応として本人への損害賠償請求、職員への募金が行われたが、本来、県立病院の業務改善、経営改善を進めることにより、損害の補てんや県民の信頼の回復を図る事が望まれる。また再発防止を図る上では職員が事務処理上の障害や悩みを相談し支援を求めやすい職場づくり、組織内で職務の停滞やミスを早期に発見し是正できる体制作りを進めることが重要である。

今後、こうした取組が行われることにより、一層県民に信頼され、安心を与える県立病院の経営が推進されるよう期待する。

ウ　平成２９年度第３回　　　　提出（平成３０年　２月２１日）
公表（平成３０年　３月　６日）

(ア)　監査の対象機関　　２３６機関

所管部局	監　査　対　象　機　関
企画財政部	東京事務所、南部地域振興センター、南西部地域振興センター、東部地域振興センター、県央地域振興センター、川越比企地域振興センター、利根地域振興センター、北部地域振興センター、秩父地域振興センター
総務部	県営競技事務所、さいたま県税事務所、川口県税事務所、飯能県税事務所、秩父県税事務所、本庄県税事務所、行田県税事務所、春日部県税事務所、越谷県税事務所、自動車税事務所、自動車税事務所大宮支所、自動車税事務所熊谷支所、自動車税事務所所沢支所、自動車税事務所春日部支所
県民生活部	パスポートセンター、パスポートセンター川越支所、パスポートセンター春日部支所、婦人相談センター、男女共同参画推進センター
危機管理防災部	消防学校、防災航空センター
環境部	中央環境管理事務所、西部環境管理事務所、秩父環境管理事務所、北部環境管理事務所、東部環境管理事務所、環境科学国際センター、環境整備センター
福祉部	西部福祉事務所、北部福祉事務所、秩父福祉事務所、発達障害総合支援センター、総合リハビリテーションセンター、南児童相談所、埼玉学園
保健医療部	朝霞保健所、草加保健所、鴻巣保健所、東松山保健所、坂戸保健所、幸手保健所、熊谷保健所、秩父保健所、衛生研究所、食肉衛生検査センター、食肉衛生検査センター北部支所
産業労働部	中央高等技術専門校、川口高等技術専門校、川越高等技術専門校、熊谷高等技術専門校、熊谷高等技術専門校秩父分校、職業能力開発センター
農林部	さいたま農林振興センター、秩父農林振興センター、本庄農林振興センター、大里農林振興センター、春日部農林振興センター、農業技術研究センター、川越家畜保健衛生所、秩父高原牧場、水産研究所、寄居林業事務所
県土整備部	さいたま県土整備事務所、朝霞県土整備事務所、北本県土整備事務所、秩父県土整備事務所、熊谷県土整備事務所、総合技術センター、西関東連絡道路建設事務所、総合治水事務所
都市整備部	八潮新都市建設事務所、大宮公園事務所、熊谷建築安全センター、営繕工事事務所
企業局	大久保浄水場、行田浄水場、新三郷浄水場、水質管理センター、水道整

	備事務所
下水道局	荒川左岸南部下水道事務所、荒川右岸下水道事務所、荒川左岸北部下水道事務所、中川下水道事務所
教育局	南部教育事務所、西部教育事務所、北部教育事務所、北部教育事務所秩父支所、東部教育事務所、総合教育センター、熊谷図書館、歴史と民俗の博物館、近代美術館、自然の博物館、大滝げんきプラザ、伊奈学園中学校、上尾高等学校、上尾鷹の台高等学校、上尾橘高等学校、上尾南高等学校、朝霞高等学校、いずみ高等学校、伊奈学園総合高等学校、岩槻商業高等学校、岩槻北陵高等学校、浦和高等学校、浦和北高等学校、浦和第一女子高等学校、浦和東高等学校、大宮高等学校、大宮工業高等学校、大宮光陵高等学校、大宮東高等学校、小鹿野高等学校、桶川高等学校、桶川西高等学校、春日部高等学校、春日部東高等学校、川口高等学校、川口北高等学校、川越工業高等学校、川越西高等学校、川越初雁高等学校、川越南高等学校、熊谷高等学校、熊谷工業高等学校、熊谷商業高等学校、熊谷女子高等学校、熊谷西高等学校、鴻巣高等学校 、鴻巣女子高等学校、越ヶ谷高等学校、越谷北高等学校、越谷西高等学校、越谷東高等学校、越谷南高等学校、児玉高等学校、児玉白楊高等学校、幸手桜高等学校、狭山清陵高等学校、志木高等学校、進修館高等学校、杉戸高等学校、杉戸農業高等学校、誠和福祉高等学校、草加高等学校、草加東高等学校、草加南高等学校、秩父農工科学高等学校、所沢中央高等学校、戸田翔陽高等学校、滑川総合高等学校、新座高等学校、新座総合技術高等学校、鳩山高等学校、羽生高等学校、羽生実業高等学校、羽生第一高等学校、飯能高等学校、飯能南高等学校、深谷高等学校、深谷商業高等学校、深谷第一高等学校、吹上秋桜高等学校、富士見高等学校、本庄高等学校、松伏高等学校、松山高等学校、松山女子高等学校、三郷高等学校、三郷工業技術高等学校、皆野高等学校、宮代高等学校、妻沼高等学校、八潮高等学校、八潮南高等学校、吉川美南高等学校、寄居城北高等学校、上尾特別支援学校、上尾かしの木特別支援学校、入間わかくさ高等特別支援学校、特別支援学校大宮ろう学園、川口特別支援学校、騎西特別支援学校、行田特別支援学校、久喜特別支援学校、熊谷特別支援学校、越谷特別支援学校、越谷西特別支援学校、特別支援学校さいたま桜高等学園、特別支援学校坂戸ろう学園、草加かがやき特別支援学校、草加かがやき特別支援学校草加分校、秩父特別支援学校、蓮田特別支援学校、特別支援学校塙保己一学園、特別支援学校羽生ふじ高等学園、深谷はばたき特別支援学校、本庄特別支援学校、三郷特別支援学校、宮代特別支援学校
警察本部	警察学校、浦和警察署、大宮東警察署、大宮西警察署、蕨警察署、武南

	警察署、新座警察署、草加警察署、上尾警察署、鴻巣警察署、川越警察署、飯能警察署、小鹿野警察署、本庄警察署、児玉警察署、熊谷警察署、深谷警察署、寄居警察署、行田警察署、羽生警察署、加須警察署、岩槻警察署、春日部警察署、越谷警察署、幸手警察署、杉戸警察署、吉川警察署

（イ） 監査実施日

平成２９年１０月２１日～平成２９年１２月２１日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a　指摘事項

該当なし

b　注意事項

機関・職制名		監　査　の　結　果
県土整備部	総合治水事務所	平成 28 年度の「河川維持修繕工事（樹木伐採）」等、及び平成 29 年度の「河川維持修繕工事（図面・数量修正業務）」等について、執行予定額が 50 万円にもかかわらず、予定価格調書を作成していなかったことは不適切であった。
教育局	秩父特別支援学校	印刷機等６点の備品について、不用決定等必要な手続きをとらず廃棄処分を行ったことは不適切であった。
警察本部	吉川警察署	平成 28 年度の「空調用自動制御装置保守業務委託」について、次の点で不適切であった。 １　契約書に記載された上半期分、下半期分の委託料の支払額が、それぞれの期間に実施する業務の積算額と一致していなかった。 ２　委託料の支払において、完了した業務の積算額を確認せずに、契約書どおりの支払を行った。

エ　平成２９年度第４回提出（平成３０年　６月１９日）

公表（平成３０年　６月２９日）

（ア）　監査の対象機関　１０７機関

所管部局	監　査　対　象　機　関
企画財政部	西部地域振興センター
総務部	所沢県税事務所、東松山県税事務所、熊谷県税事務所
環境部	東松山環境管理事務所
福祉部	東部中央福祉事務所、所沢児童相談所、熊谷児童相談所
保健医療部	春日部保健所、狭山保健所、加須保健所、高等看護学院、動物指導センター、動物指導センター南支所
産業労働部	産業技術総合センター北部研究所、春日部高等技術専門校
農林部	東松山農林振興センター、病害虫防除所、中央家畜保健衛生所、熊谷家畜保健衛生所、農業大学校、茶業研究所
県土整備部	飯能県土整備事務所、東松山県土整備事務所
都市整備部	川越建築安全センター
教育局	総合教育センター江南支所、嵐山史跡の博物館、文書館、加須げんきプラザ、朝霞西高等学校、入間向陽高等学校、岩槻高等学校、浦和商業高等学校、浦和西高等学校、大宮商業高等学校、大宮中央高等学校、大宮南高等学校、大宮武蔵野高等学校、小川高等学校、越生高等学校、春日部工業高等学校、春日部女子高等学校、川口青陵高等学校、川口東高等学校、川越高等学校、川越女子高等学校、川越総合高等学校、北本高等学校、久喜高等学校、久喜工業高等学校、久喜北陽高等学校、熊谷農業高等学校、芸術総合高等学校、坂戸高等学校、坂戸西高等学校、狭山経済高等学校、狭山工業高等学校、狭山緑陽高等学校、庄和高等学校、白岡高等学校、鶴ヶ島清風高等学校、常盤高等学校、所沢高等学校、所沢北高等学校、所沢商業高等学校、所沢西高等学校、豊岡高等学校、南稜高等学校、新座柳瀬高等学校、鳩ヶ谷高等学校、日高高等学校、ふじみ野高等学校、不動岡高等学校、与野高等学校、和光高等学校、和光国際高等学校、鷲宮高等学校、蕨高等学校、浦和特別支援学校、大宮北特別支援学校、大宮北特別支援学校さいたま西分校、春日部特別支援学校、川越特別支援学校、川越特別支援学校川越たかしな分校、川島ひばりが丘特別支援学校、けやき特別支援学校、けやき特別支援学校伊奈分校、狭山特別支援学校、所沢特別支援学校、所沢おおぞら特別支援学校、東松山特別支援学校、日高特別支援学校、毛呂山特別支援学校、和光特別支援学校、和光南特別支援学校
警察本部	浦和東警察署、浦和西警察署、大宮警察署、川口警察署、朝霞警察署、東入間警察署、所沢警察署、狭山警察署、西入間警察署、東松山警察署、小川警察署、久喜警察署

（イ） 監査実施日

平成３０年１月１１日～平成３０年２月１３日

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

a　指摘事項

機関・職制名		監　査　の　結　果
保健医療部	高等看護学院	非常勤講師の報酬から源泉徴収する所得税等のうち、平成 24 年 5 月から平成 30 年 1 月までの徴収額について、誤った金額で徴収し税務署に納付していたことは不適切であった。
教育局	和光国際高等学校	行政財産使用許可に基づく管理費の調定について、次の点で不適切であった。 1　電子複写機の行政財産使用許可に基づく平成 29 年１、２月分の管理費について、平成 29 年７月まで調定、納入通知を行わなかった。 2　食堂の行政財産使用許可に基づく平成28年５月～平成 29 年１月分の管理費について、平成 29 年３月まで調定、納入通知を行わなかった。 3　食堂の行政財産使用許可に基づく平成24年４月～平成 29 年２月分の管理費について、多くの月で誤った金額の調定を行った。

b　注意事項

機関・職制名		監　査　の　結　果
農林部	熊谷家畜保健衛生所	平成 28 年度の臨時職員の賃金について、賃金は毎月一定の期日に支払わなければならないところ、勤務条件通知書に賃金等の支払予定日を翌月 15 日以内と記載し、不定期に賃金を支払っていたことは不適切であった。
教育局	大宮商業高等学校	平成28年度の産業廃棄物処理処分業務委託契約について、廃棄物の種類を特定せずに契約書に「廃プラスチック類」と記載し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）には「混廃」と記載していたことは不適切であった。 1　産業廃棄物処理処分業務委託契約（25,920 円） 2　産業廃棄物処理処分委託契約（8,640 円）

２　財政的援助団体等監査

（１）監査対象団体及び実施団体

県が資本金等の４分の１以上を出資している法人（出資団体）、公の施設の管理を委託している団体（指定管理者）及び補助金・交付金等の財政的援助を与えている団体（補助金等交付団体）に対し、次の視点で監査している。

・　出資目的に沿って事業が運営されているか

・　公の施設が適切に管理運営されているか

・　補助事業等が補助等の目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。

監査実施団体	平成２９年度
出資団体	１０
補助金等交付団体	２０
指定管理者 （施設数）	１４ （２３施設）
監査実施団体　計	４４ （重複を除く実数は４１）
監査実施箇所　計	５３

ア　監査結果

（ア）指摘・注意

なし

３　住民監査請求

県内に住所を有する住民は、県の執行機関、知事又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる（地方自治法第２４２条)。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為の予防、是正を図ることを目的としている。

（１）年度別処理状況（平成２５年度以降分）

[年度は受付年月日により整理]

年　　度	請求件数	結　　果			取り下げ	備　考
		勧　告	棄　却	却　下		
平成２５年度	1	－	1	－	－	
平成２６年度	3	－	(*1)　3	－	－	(*1)一部却下３
平成２７年度	1	－	－	1	－	
平成２８年度	1	－	(*2)　1	－	－	(*2)一部却下１
平成２９年度	4	－	(*3)　1	2	－	(*3)一部却下１ 監査中１

（２）請求事案及び結果（平成２５年度以降分）

受付年月日	件　　　名	結　　果	備　　　考
25．9.25	平和資料館リニューアル工事の入札に関する件	25.11.19 棄却	
27．1.26	平成２３年度から平成２５年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27．3.24 棄却 （一部却下）	
27．3．5	平成２３年度から平成２５年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27．4.24 棄却 （一部却下）	
27．3．6	平成２４年度及び平成２５年度の県政調査費及び政務活動費に関する件	27．4.24 棄却 （一部却下）	
27．6.29	県道における車止めの撤去に関する件	27．7.16 却下	
28．5.25	平成２７年４月執行の埼玉県議会議員の選挙における選挙公営条例	28．7.22 棄却	

	違反に関する件	（一部却下）	
29．8.14	平成２８年度の政務活動費に関する件	29.10.10 棄却 （一部却下）	
29.10．2	森林ボランティア育成事業補助金に関する件	29.11.16 却下	
30．2.13	政党機関紙の購読に係る支出等に関する件	30．3.15 却下	
30．3.28	平成２５年度から平成２８年度の政務活動費及び費用弁償に関する件	監査中	

平成２９年度

事　務　概　要

平成３０年６月

編集・発行　　　埼玉県監査事務局

〒３３０－９３０１

さいたま市浦和区高砂３丁目１５番１号

ＴＥＬ０４８－８３０－６５１３

ＦＡＸ０４８－８３０－４９４０

E-mail　a6513@pref.saitama.lg.jp